

I. 税理士法の現状

1. 租税法律主義と申告納税制度

① 昭和 21 年 日本国憲法公布

憲法 30 条	国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。
憲法 84 条	あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

② 租税法律主義

上記のように憲法では、納税者の代表で構成される議会の同意、すなわち法律がなければ課税できない租税法律主義を宣明している。

- 課税権者による恣意的な課税を阻止（課税権行使の制限）
- 納税者の法的安定性・法的予測可能性を確保（国民の権利・義務）

③ 昭和 22 年 所得税、法人税、相続税の 3 つの主要な国税に申告納税制度が導入

申告納税制度とは、納税者が租税法の規定に基づき、所得金額及び納付税額等を自ら計算し、確定する制度。

- 申告納税に係る租税の納税義務の範囲は、第一次的には納税義務者の申告行為によって確定
- 国民主権の原理に立った制度
- 課税庁が税額決定する賦課課税制度とは根本的に異なる制度

2. 税理士制度の必要性

① 税理士制度の必要性

租税法律主義は、法律に定めるところによる納税の義務を定めている。すると、法律に定めのない納税をしないことが国民の財産権を守る上で重要となる。さらに、申告納税制度は、納税者が租税法の規定に基づき、自ら税額を計算し納付する制度であるため、納税者の代理人となる租税の法律家の存在が必要になったのである。

- 憲法第 29 条 「財産権はこれを侵してはならない。」
- 北野弘久先生は税法学原論序文において「税法は『徴税の法』ではなく、まさに徴税権力に対抗する納税者側の『権利立法』としてとらえられねばならない。」と述べている。

② 社会的要請とあるべき税理士像

税理士制度を創設し、税理士にその使命を与えた社会的要請は、納税者の代理人として、租税法令に定める課税要件等を適切に判断し、適正な納税義務を実現するとともに、納税者の権利利益を擁護する税務の専門家の必要性からである。

3. 税理士法

① 税理士法とは

税理士法とは、我々税理士の職業法であり、9章、65の条文および附則から構成されている。内容としては、最初に税理士の使命を明らかにするとともに業務の範囲、資格取得及び登録の方法、税理士の権利及び義務などが規定されている。税理士として仕事を営むうえで欠かせない法律であることはもちろんであるが、申告納税制度の担い手である税理士としての本質を示すものであり、制定以来、数度の改正を経て今日に至っている。税理士法の内容を分類すると、「税理士の使命」、「税理士の業務」、「税理士の権利と義務」、とに大別される。

② 税理士の使命

税理士法は、第1条において、税理士の使命を「税理士は税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定している。我々税理士は、この使命を常に念頭に置き、業務を遂行しまた社会的役割を果たすことが求められる。

③ 税理士の業務

税理士の独占業務として「税務代理」「税務書類の作成」「税務相談」が挙げられ、税に関する業務は、税理士登録をした者しか行うことができない。(法第2条1項) これらの業務は、他人の依頼により、たとえ無償であったとしても、税理士登録をしていない者は行ってはならない。(法第52条)

④ 税理士の権利と義務

税理士法第4章(法第30条～第43条)には、税理士の権利と義務が列挙されている。日常、税務申告書を作成する際に行う署名押印や税務代理権限証書の提出などは、この章に規定されており、業務を行う上で求められる義務規定も多く記載されている。我々税理士は、これらの規定を確認しておく必要がある。

⑤ 税理士法概要

第1章	総則
第2章	税理士試験
第3章	登録
第4章	税理士の権利及び義務
第5章	税理士の責任
第5章の2	税理士法人
第6章	税理士会及び日本税理士会連合会
第7章	雑則
第8章	罰則

4. 税理士法改正経緯

① 昭和17年2月23日 税務代理士法施行

【政府提案理由】

新たに税務代理士法を制定し、税務代理士の制度を設け、其の素養の向上を図りますと共に、是等の者に対する取締りの徹底を期し、之に依り戦時に於ける税務行政の円滑なる運用に資せむとするのであります。・・・

○ 昭和24年6月 大蔵省の外局として国税庁発足

○ 昭和24年9月 シャープ勧告

・・・納税者の代理を立派につとめ、税務官吏をして法律に従って行動することを助ける積極的で見聞のひろい職業群が存在すれば、適正な税務行政はより容易に生まれるであろう。また引き続いて、適正な税務行政を行うためには、納税者が税務官吏と同じ程度の精通度をもってしようとするれば、かかる専門家の援助を得ることが必要である。・・・

② 昭和26年6月15日 税理士法公布（7月15日施行）

税理士法の施行に伴い税務代理士法は廃止

【税務代理士法からの主な改正事項】

- ・税務代理士の名称を「税理士」と改称
- ・試験制度の導入

③ 昭和31年6月30日 改正税理士法公布（一部を除き同日施行）

【主な改正事項】

- ・税務職員等に対する特別試験制度の導入（5年間の時限措置）
 - ・会員の税理士会に対する間接強制入会制度の実現
- 税理士会に入会した税理士でなければ税理士業務を行ってはならない。
- ・書面添付制度の創設

④ 昭和36年6月15日 改正税理士法公布（12月10日施行）

【主な改正事項】

- ・税理士登録事務を国税庁長官から日本税理士会連合会に委譲（資格審査会を新設）
- ・時限措置であった税理士特別試験制度が、あり方を検討するためとして、存続期間を「当分の間」として延長された。

⑤ 昭和39年4月 政府が改正税理士法案提出（昭和40年6月廃案）

- ・政府税制調査会の答申を基にした、全面的改正案。
- ・科目別合格制度を廃止し、予備試験、本試験（短答式、実務応用問題）の3段階方式へ改正する。
- ・行政実務経験者については、簿記に関する実務に関する口頭試問によって認定する。

○ 昭和47年6月 「税理士法改正に関する基本要綱」

同基本要綱を日本税理士会連合会がとりまとめ、税理士法改正について大蔵省等に建議した。

⑥ 昭和 55 年 4 月 14 日 改正税理士法公布（10 月 13 日施行）

【主な改正事項】

- ・ 税理士の職責→税理士の使命
- ・ 付随業務規定の新設
- ・ 行政実務経験者に対する特別試験を廃止し、指定研修による試験免除制度とした。
- ・ 税理士業務の対象となる税目の範囲の拡大
- ・ 税理士登録即入会制度に改められた。
- ・ 権利及び義務に関する規定の整備、監督義務、助言義務等義務規定の強化
- ・ 原則として税務署管轄地域に税理士会支部を設置する。
- ・ 通知公認会計士の特例の廃止→本法付則において許可公認会計士の特例

○ 平成 5 年 5 月 「21 世紀へ向けての税理士制度の構想 税理士法改正要綱」

東京税理士会は平成 2 年から第一次試案、タタキ台、素案を公表するとともに、支部法対策委員を通じ一般会員の意見も徴して、同改正要綱を取りまとめ、日本税理士会連合会へ法改正を要望した。

○ 平成 9 年 1 2 月 行政改革委員会 最終意見公表

- ・ 資格始業の業務独占規定は参入規制的要素を色濃く持つもので、結果として限られた有資格者が特権意識を持ち、特殊なムラ社会が形成されがちである。
- ・ このような市場においては、一般に競争が排除され、サービスの質が低下し、価格が高止まりしがちである。
- ・ 有資格者、無資格者の選択は、国民が自己の責任において判断し、依頼すれば良いのではないか。
- ・ 有資格者も無資格者も市場という共通の土俵で競争することによって、全体としてより良いサービスが、より安価に提供されるようになる。

⑦ 平成 13 年 6 月 1 日 改正税理士法公布（平成 14 年 4 月 1 日施行）

【主な改正事項】

- ・ 税理士が裁判所において補佐人となる制度の創設
- ・ 税理士の受験資格要件の緩和、試験科目の免除制度の見直し
- ・ 税理士法人制度の創設
- ・ 税理士報酬規定の削除、研修制度の充実、財務大臣の役員解任規定の廃止
- ・ 計算事項・審査事項等を記載した書面添付に係る意見聴取制度の拡充
- ・ 補助者として従事する税理士に関する規定
- ・ 登録制度の整備
- ・ 会員の業務に関する紛議の調停制度の創設

- ・日本税理士会連合会の財務内容等に関する書類の公開
- ・許可公認会計士の特例の廃止

Ⅱ．税理士法改正理念の歴史

1. 「税理士法改正に関する基本要綱」(日本税理士会連合会)

① 1972 (昭和47)年6月

税理士は、租税に関する専門家であり、納税者の代理人として実定法による納税義務の実現および権利救済に奉仕することは当然であるが、さらに、租税の憲法的意義をふまえて、租税制度全般にわたって国民の権利を擁護すべき立場を堅持すべきものと認められる。

② 税理士の使命

- (1) 税理士は、納税者の権利を擁護し、法律に定められた納税義務の適正な実現をはかることを使命とする。
- (2) 税理士は、前項の使命にもとづき、誠実にその職務を行い、納税者の信頼にこたえとともに、租税制度の改善に努力しなければならない。

③ 1979 (昭和54)年4月5日

日税連が突如として「基本要綱」を「凍結」。

2. 「税理士法改正要綱」(東京税理士会) (通称「グリーンブック」)

① 1993 (平成5)年5月

「基本要綱」の「凍結」を受け、東京会として税理士法改正の指針になるものとして「—21世紀へ向けての税理士制度の構想—税理士法改正要綱」を作成、機関決定した。「税理士法改正要綱」の作成に当たっては、「あるべき税理士像を具現化する法制度の確立を通じて、税理士制度の整備を目指すことを会員共通の理解とした。」とし、「『改正要綱』としたのは、現行税理士法に関する不備、欠陥の重要(根本的)な事項をとりまとめたものであるから」としている。

② 1993 (平成5)年～2004 (平成16)年

東京会の定期総会において新年度の事業計画の重点施策として「税理士法改正要綱の理念を実現する」として承認してきた。

③ 2005 (平成17)年

東京会は、平成13年税理士法改正後も事業計画の重点施策として「税理士法改正要綱の理念を踏まえ、」としてきた。それはグリーンブックの理念が13年度の改正では

実現していないと判断してきたからに他ならないが、平成17年度の事業計画の重点施策からこの文言を削除した。理由は、はっきりしていない。

Ⅲ. 税理士法改正の必要性

1. 理念の実現

① 国民のための税理士制度の確立

そもそも税理士制度は国民のためにある以上、「国民のための税理士制度の確立」、つまり納税者の代理人として納税者の権利擁護を担う税理士制度、という理想に向かって、制度を理想に近づける努力が常に必要である。

② あるべき税理士像の具現化

租税法律主義を基本原則とする租税制度のもとにあつては、「納税義務を負わない権利」は憲法が保障している「納税者の権利」である。

申告納税制度において、税理士に課せられるべき社会的任務は、納税者の自主申告権である税法上の行為を援助するとともに、税法上の権利を擁護することである。

税理士法改正の必要性は、税務の専門家であり、納税者の代理人として納税者の権利を擁護する、という税理士のあるべき姿を完成させるための基礎となる税理士法の規定が、時代の要請に応じて整備されることである。

2. 時代の推移とともに変化する社会の要請に応える

① 会社法制の現代化と税理士制度（職域問題と資格取得問題）

日税連は、税理士の職域拡大のため、平成2年当時「簡易監査（レビュー）」を主張したが、平成16年に、公認会計士にも受け入れやすい「財務諸表適正証明制度」（財務諸表の作成に関与した職業専門家が適正性を証明する。）を主張、これは東京会の主張である「関与証明報告制度」（日本型コンピレーション）と同一であり、税理士業界の主張は一本化された。この背景を踏まえ平成16年5月「会計参与制度」が浮上、新会社法の中に組み込まれ、平成18年4月から施行されている。

税理士界は、公認会計士の専門である「監査」を業務に加えたいと考えてきた。このことは資格取得問題に影響を与え、税理士と公認会計士の使命の違いを持って公認会計士に対する自動資格付与の廃止を言いづらくしてきたと思われる。

「会計参与制度」は税理士の職能を生かす制度で職域拡大につながるとされ導入されたが広がらず、形骸化してきている。また、棲み分け論から考えた場合、公認会計士に対する税理士資格自動付与の問題に悪影響を与えた可能性もあり、再考する必要がある。

② 公認会計士法改正について

- 公認会計士法は平成15年の改正により、第1条（公認会計士の使命）を新設し、「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」とする規定を設けた。
- 同時に、使命規定との整合性を図るため公認会計士試験制度を大幅に改革する法改正を行い、平成18年より実施している。
 - 新試験は、短答式試験及び論文式試験が実施されることとなり、事実上、学歴等による受験資格要件が撤廃されることとなった。この影響で公認会計士試験を受ける受験者が増加した。
 - 政府は平成30年までに公認会計士の数を5万人に増やす計画を掲げており、毎年の公認会計士合格者は3千人にまで拡大した。
 - 税理士と公認会計士は、会計の素養を必要とする専門家である点で共通しているが、その社会的使命、業務内容、資質を検証する試験は異なっている。
 - 公認会計士新試験の論文式試験の中に、「租税法（法人税等）」が加えられたが、これは、公認会計士が会社等の監査を行うために必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することを目的に設けられているもので、税務の専門家としての学識及びその应用能力を有するかどうか判定するために設けられているものではない。
 - 試験制度は高度な専門性を必要とする職業会計人を生み出すためのもので、受験生に資格を取得させることが本来の目的ではない。税理士資格を取得するためには税理士業務を行えるだけの税法に対する知識、理解力をマスターしなければならない。

③ 新司法試験

- 新司法試験は平成18年から実施され、平成22年までは旧司法試験も実施される。合格者数に関しては、司法制度改革審議会の「法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題である」という意見を踏まえ、司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）が作成され、平成14年に千二百人程度、平成16年に千五百人程度に増加させ、さらに法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ごろには三千人程度とすることを目指す、とされている。
- 弁護士法3条2項は「弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる。」と定め「税理士の事務」（弁護士法では税理士法の業務に相当する文言を事務と呼んでいる。）が弁護士の職務範囲であることを明確にしている。
 - 会社法（平成18年4月施行）は、税理士に対して会計参与となる資格を付与している。この制度との整合性からみても、弁護士に対して、会計に関する資質の検証を経ずに税理士資格を付与することは不合理と思われる。

3. 平成13年改正の総括

① 指定研修について

税務官公署における勤務経験により税理士試験の一部科目を免除する制度のうち、会計学に属する科目免除につながる指定研修につき、財務省令で定める要件を満たすもの、とされた。(法第8条1項10号の括弧書き)

→国税審議会が指定した研修(財務省令で定める要件を満たす研修のうち、国税審議会が税理士試験の試験科目のうち会計学に属する科目について前条第1項に規定する成績を得た者が有する学識と同程度のもを習得することができるものと認めて指定したものをいう。)を終了したものについては、会計学に属する科目、を免除。

→税務官公署職員の勤務経験による試験免除制度は、いくつかの規定の組み合わせにより23年間で全科目の免除が可能となるために、一般試験との均衡を欠いているのではないか、また、指定研修の質的レベル等が必ずしも明瞭ではなく、その適正性について確認できないのではないか。

→今般の改正により指定研修の指定基準を公表することにより、レベルが一般試験合格程度を確保することが期待された。

→衆参両議院における「税理士法の一部を改正する法律案に対する付帯決議」に「税務官公署職員の試験免除に係る指定研修については、一般試験との均衡に配慮し、その指定、運営、実施、全般にわたって適正性・公正性を確保すること。」と記載された。

② 補助税理士について

法第2条3項に、税理士が他人の求めに応ずるのではなく、他の税理士又は税理士法人の補助者として、他の税理士等の業務に従事することを妨げない旨規定され、補助者の行う税理士業務が法第2条1項、2項の規定と明記された。

→税理士法施行規則(以下規則)第8条第1項第2号ロにおいて「補助税理士」を「他の税理士又は税理士法人の補助者として常時同項に規定する業務に従事する者」と定義し、当該税理士を「補助税理士」として登録させることとした。

→法第40条第1項、4項及び、規則第18条においてそれぞれ「税理士(税理士法人の社員(財務省令で定める者を含む。第4項においても同じ)を除く。次項及び第3項において同じ。)及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなくてはならない。」「税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。」「法第40条第1項に規定する財務省令で定める者は、補助税理士とする。」とされ、結果、補助税理士は税理士事務所を設けることは出来ないと規定されたため、補助税理士が税理士業務の委嘱を受けることを阻害する結果を招いてい

る。

→本法には「補助税理士は他人から直接委嘱を受けて税理士業務を行うことが出来ない。」との明文規定が無い、にもかかわらず納税者の権利擁護を使命とする同じ税理士が、他の税理士等の補助者としての業務に従事する場合には、「他人の求め」に応じて税理士業務が出来ないとする現行補助税理士制度の規則・通達の解釈は行き過ぎであり、今後の税理士制度の発展を阻害しかねない状況である。

③ 研修について

法第39条の2に、「税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上に努めなければならない。」との規定が新設された。また研修に関する規定が税理士会の会則の絶対的記載事項とされた。

→日本税理士会連合会（以下日税連）会則においても、東京税理士会（以下東京会）会則においても研修に関する規定を定め、研修細則において、「一事業年度に36時間以上の研修を受講するよう努めなければならない。」として、会員に努力義務を課している。

→努力義務なので罰則等が課されないこと、認定研修を認めているが、認定の基準が税理士の資質向上を図る上での明確な基準に基づくものとはいえないこと等の理由により、努力義務の規定は実態を伴っていない。

→納税者の信頼に応え、社会的責任を果たすための自己研鑽・資質の向上を図ることは、税理士としての責務

→衆参両議院財政金融委員会の付帯決議では、「経済社会情勢の変化等に対応して高度化・複雑化する税理士業務の実態にかんがみ、その資質の維持・向上のため、研修制度の一層の充実を図り、その受講率の向上に努めるとともに、税理士の懲戒処分の実効性を確保するよう努めること。（以下、省略）」としている。

→司法制度審議会の「中間報告」においても、各隣接法律専門職種に一定の範囲・態様の法律事務の取り扱いを認めることを前向きに検討する前提として「信頼性の高い能力担保制度を講じること」と指摘している。

④ 受験資格について

税理士試験の受験資格が、事務又は業務に従事した期間が5年以上になる者から3年以上になる者になる等、受験資格要件が緩和された。

→税理士試験の受験資格については、平成20年3月「規制改革推進のための3カ年計画（改定）」が閣議決定に至った。内容は「税理士試験の受験資格については、受験資格が学歴等で差別されないような仕組みが十分担保されているか否かについて速やかに検討を行い、結論を得る。」（平成20年検討・結論、21年以降措置）

→平成20年12月国税審議会税理士分科会の議決は「税理士試験の受験資格は、学歴

等で差別されない仕組みが十分担保されていると認められる。」とした。

IV. 平成13年改正～現改正までの流れ

1. 日税連制度部による「税理士制度に関する意見」検討経過

① 「税理士法改正に関するグランドデザイン」に係る検討結果（第1次報告）

- ・平成15年6月11日
- ・検討経過：「次期改正に向け、特に重要かつ慎重な対応が求められる税理士の使命、税理士の業務及び資格取得制度に論点を絞り、深度のある検討を重ねてきた。」

② 「税理士制度に関する検討課題」（第二次報告）について（具申）

- ・平成17年6月16日
- ・検討経過：『税理士法改正に関するグランドデザイン』としての取り纏めは適当でないとの結論に達した。しかし、税理士制度については検討を継続する観点から、テーマを『税理士制度に関する検討課題』として、現行税理士制度のもとで、現状の分析を進めるとともに、それぞれの問題点について論点整理を行うこととした。」

③ 平成18年

- ・閣議決定：規制改革の流れの中で、各省庁において規制に係わる法律ごとに設定する見直し年度等を一覧にして公表することが閣議決定された。
税理士法について、財務省はその見直しの必要性の検討を平成23年に実施するとしている。
- ・日税連：上記を受けて、この機会に、税理士法を改めて見直し、税理士業界としての考え方をとりまとめる必要があった。

④ 「税理士制度に関する意見—来るべき税理士法改正に向けての提言—」について（具申）

- ・平成19年6月14日
- ・検討経過：「第二次報告を基にして①規制改革、②隣接士業の制度改革、③税理士業務の無償独占・強制加入の堅持、④税理士の代理権限等について、を中心に検討を行い、次の税理士法改正に向けた具体的意見のとりまとめを行った。特に、取りまとめに当たっては、税理士制度が更に納税者の利便に資するものであること、真に信頼される税理士制度の確立を目標とした。」

⑤ 「税理士法改正要望項目」（タタキ台）について（具申）

- ・平成20年3月21日

- ・ 検討経過：「当部では、平成19年6月に『税理士制度に関する意見—来るべき税理士法改正に向けての提言—』を公表したところですが、今般、この提言を基に検討を行い、その結果を次なる税理士法改正に向けた「税理士法改正要望項目」（タタキ台）として取りまとめました。」（「具申文冒頭」より）

⑥ 「税理士法改正要望項目」（タタキ台）の再検討について（諮問）

- ・ 平成20年6月4日
- ・ 諮問意図：「国税庁との税理士法改正に関する協議における検討資料とするため」（「諮問文冒頭」より）

⑦ 「税理士法改正要望項目」（タタキ台）について（中間答申）

- ・ 平成21年1月21日
- ・ 検討経過：「改めて諮問を受け、各税理士会制度部からの意見を聴取のうえ更に検討を進めており、現時点での方向性を取りまとめましたので中間答申として提出いたします。」（「答申文冒頭」より）
- ・ 基本方針：「税理士制度が将来にわたって社会から信頼される制度としてさらに発展するため、国民の利便性と緊急性を重視し、『税理士の資格取得制度、あるべき試験制度』とあわせて『新たな書面添付制度と意見聴取制度の構築』を最優先の改正項目として、法改正に向けて早急に取り組まなければならない。」（抜粋）

⑧ 「税理士法改正要望項目」（タタキ台）の再検討について（答申）

- ・ 平成21年3月18日
- ・ 検討経過：「社会から信頼される税理士制度を構築するため、国民の利便性と緊急性を重視し、『税理士の資格取得制度、あるべき試験制度』とあわせて『新たな書面添付制度と意見聴取制度の新設』及び『税理士の信頼性の確保』を最優先して取り上げるべき改正項目と思料いたします。（「答申文冒頭」より）
- ・ 平成21年3月25日、正副会長会にて最終答申の取扱いを協議
- ・ 平成21年6月3日、正副会長会にて最終答申を集中審議、取扱方針を決定
- ・ 最終答申は公表されなかった。その理由を池田日税連会長は次のように述べている。

制度部答申は、平成13年改正以降の検討の成果をすべて盛り込んだものとなっており、最大限、尊重しなければならない。しかし、制度部答申では改正意見を一つにまとめきれず賛否両論が併記されており、これをそのまま公表することによって日税連の方針に疑問をもたれる可能性もあり、かえって混乱をきたす懸念がある。

2. 「税理士法改正に関するプロジェクトチーム（PT）」による検討経過

① 「税理士法改正に関するプロジェクトチーム（PT）」の設置

- ・平成21年8月6日 正副会長会
- ・税理士法改正に関して具体的な方策を検討する機関として、会務執行規則に基づく補助分掌機関を設置。
- ・所掌 (1) 税理士法改正に関する基本方針及び行動計画の策定
(2) 税理士会員意見の集約及び税理士法改正要望所案の起草
(3) 行政機関(財務省・国税庁)、立法機関、政党、関係士業団体等との意見交換及び協議

② 税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台

- ・平成21年11月25日、正副会長会で「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台」(13項目+検討2項目)が報告された。
- ・平成21年11月27日、日税連HPでPTタタキ台報告。
- ・同日 日税連HP会員専用サイトにて広く税理士会会員に意見募集がなされた。
- ・検討経過：「以下に記すのは、会長の諮問に対して制度部が平成21年3月18日に提出した答申『税理士法改正要望項目の再検討について』に掲げられた項目について、会員諸氏の議論を深めるため、税理士法改正に関するPTとして一つのイメージを示したものである」(抜粋)
- ・特記事項：弁護士に会計科目、公認会計士に税法科目、の税理士試験合格者に有する学識と同程度の実務上の必要事項に関して、登録前において修習する新たな特別研修の受講義務制度を創設する。

③ PTタタキ台に対する意見募集

- ・PTタタキ台の内容について、日税連ではよりよい法改正意見を策定するため、平成22年3月31日を期限として意見募集を行う。
- ・平成21年12月3日、制度部で改めて検討開始
- ・平成22年3月31日各会員意見等の提出を締め切り、会員からは3,251件の意見が寄せられた。
- ・会員意見を基礎に、制度部が、「PTタタキ台に対する会員意見の方向性別件数」を集計し、平成22年4月21日の正副会長会に報告した。

④ 税理士法改正に関する意見(案)

- ・平成22年5月31日 PTが「税理士法改正に関する意見(案)」(14項目)を取りまとめる。
- ・平成22年6月24日の理事会で上記が報告された。
- ・検討経過：「この『税理士法改正に関する意見』は、制度部が行った集計を受けて、PTタタキ台の『改正要望項目』について見直しを行い、税理士法改正についての検討

資料とすることを目的として取りまとめたもの」(「意見文冒頭」より)

- ・特記事項：3条1項3号、4号を削除、8条に移行し、弁護士には税理士試験の会計科目1科目、公認会計士には税理士試験の税法科目1科目の合格が必要とした。

3. 税理士法改正特別委員会による検討経過

① 税理士法改正特別委員会設置

- ・平成22年9月9日 常務理事会制定
- ・税理士法改正を積極的に推進するため「税理士法改正に関するプロジェクトチーム」を廃止し、「税理士法改正特別委員会」(池田会長が委員長)を新たに設置する。
- ・所掌 (1) 税理士会員の意見集約及び同会員への周知に関する事項
(2) 税理士法改正要望項目に関する事項
(3) 政府、国会、政党、関係官庁、関係士業団体等との協議に関する事項
- ・毎月1回委員会が開催された。

② 平成23年度税制改正大綱

- ・平成22年12月16日 税制改正大綱閣議決定
- ・第3章 平成23年度税制改正 9. 検討事項 [国税]

(1) 納税者権利憲章の制定や税務調査手続の見直しなど納税環境整備に係る諸課題が進展し、その一環としての租税教育の重要性も一層高まる中、税理士の果たすべき役割は今後益々重要になっていくものと考えられます。税理士制度については、平成23年度中に見直しの必要性や方向性について結論を出すこととされていますが、その見直しに当たっては、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、引き続き納税者の利便性を図り、税理士に対する納税者からの信頼をより一層高めるとの観点を踏まえつつ、関係者等の意見も考慮しながら、検討を進めます。

③ 税理士法改正に関する意見(案)

- ・平成23年4月21日 委員会より「税理士法改正に関する意見(案)」(14項目+3項目)がとりまとめられた。
- ・平成23年6月29日 理事会で上記が報告された。
- ・検討経過：「申告納税制度のさらなる発展を期し、次世代を担う若者や社会人の受験者を増加させるための試験制度の見直しを含め、より国民から信頼される税理士を養成するための改正等について、積極的な提言を行うものである。(「意見文冒頭」より)
- ・特記事項：「税理士証票の更新義務」として税理士証票の更新制度を創設、更新要件を、研修の受講、税務援助への従事、会費の完納、税理士職業賠償保険への加入等とする。

④ 3者勉強会

- ・日税連、国税庁、オブザーバーとして財務省主税局の3者で勉強会を23年6月

30日から24年6月11日まで14回開催。

⑤ 平成24年度税制改正大綱

- ・平成23年12月10日 税制改正大綱決定
- ・第3章 平成24年度税制改正 7. 検討事項 [国税]

(9) 税政の抜本的な改革を進めるに当たって、今後とも申告納税制度の円滑かつ適正な運営を確保してゆくためには、納税者と日常的に関わりを持つ税理士の果たすべき役割は非常に重要なものと考えられます。税理士制度については、税理士の業務や資格取得のあり方などに関し、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、税理士の資質の一層の向上など国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、関係者等の意見も考慮しながら、その見直しに向けて引き続き検討を進めます。

⑥ 税理士制度に関する勉強会における論点整理メモ

- ・平成24年6月28日 理事会において、税理士法改正特別委員会第二分科会より、「税理士制度に関する勉強会における論点整理メモ」(17項目)が報告された。
- ・検討経過：23年4月21日に発表した「税理士法に関する意見(案)」にある17項目について、3者勉強会で意見交換を行い、14回を数えた。今後も引き続き勉強会を行っていく予定としており、さらなる論点が出てくることに留意する必要がある。したがって、この論点整理メモは、勉強会としての意見の集約を行ったものではない。
- ・意見提出：日税連HP税理士会会員専用ページに、「また、各税理士会において、平成24年7月末日を締切りとして、論点整理メモを踏まえた税理士会員の意見をお聞かせいたします。提出方法は、必ず単位会を通じてご提出ください。」との文章が掲載され、891件の意見が提出された。

⑦ 税理士の資格取得制度のあり方(意見書)～税理士法第3条第1項第3号及び第4号について～

- ・日税連は意見募集と平行して今般の税理士法改正要望の柱と位置付けられる税理士の資格取得制度のあり方について、国民・納税者からの一層の信頼確保という観点から理論的な根拠を得るべく、公益財団法人日本税務研究センター(以下日税研)に平成24年5月25日「税理士の資格取得制度のあり方～税理士法第3条第1項第3号及び第4号について～」に関する研究を委託した。
- ・日税研は有識者を中心とした資格取得制度研究会(会長：金子宏東京大学名誉教授)を設け、平成24年9月19日「税理士の資格取得制度のあり方(意見書)～税理士法第3条第1項第3号及び第4号について～」(以下意見書)を取りまと

めた。

- ・意見書は、税理士法第3条第1項第3号及び第4号のあり方について、「税理士、弁護士、公認会計士となる国家による試験制度はそれぞれの職業専門家が国民の期待に応えるために実施されるものであり、それぞれの専門性の習得を審査する目的と内容は、当然異なっていなければならないはずである（一部、重複する部分もある）。本来、税理士試験、司法試験、公認会計士試験は、その目的も、方針も、したがって試験問題の内容も、出題の傾向も、異なっていて然るべきであるから、それらの試験を受験する者が、それぞれ別異のものとして受験しなければならない制度として定立しておかなければならない。一方の資格を有する者が、他方の資格をその試験科目の全部又は一部を受験することもなしに取得する制度は本則として（原則として）、許容さるべきものではない。仮に、例外の許容を考えるとしても、それは原則に照らして狭義で厳格でなければならない。」としている。

4. 税理士法に関する改正要望書

① 平成24年9月26日

日税連理事会にて「税理士法に関する改正要望書」（18項目）を機関決定。（P17）

② 検討経緯：意見提出、

税理士の資格取得制度のあり方（意見書）等を参考として、税理士法改正特別委員会及び正副会長会等でさらに検討を重ね、新たに「税理士の信頼性の確保に関する規定」として「税理士が行う租税教育への取り組みの規定整備」を追加し、計18の改正項目からなる要望書を取りまとめた。

③ 今後

「勉強会を継続して開催し、改正項目を整理したうえで、議員連盟の開催等による国会議員への説明、隣接士業との調整などを積極的に推進し、平成25年度税制改正大綱への記載及び平成25年度通常国会への法案提出を目指す。」としている。

5. 経緯と結果

① 平成25年度改正要望項目

- ・平成24年11月12日 日税連は「税理士法に関する改正要望書（平成25年度改正要望項目）」（12項目）を発表。（P17、○）
- ・検討経過：9月26日理事会で機関決定した18項目の「税理士法に関する改正要望書」を、その後国税庁、主税局との協議の結果、その感触を踏まえ平成25年通常国

会において実現可能な項目という視点から、行政当局の了解を得て、池田会長のもとで、12項目を「平成25年度改正要望項目」として取り上げた。

② 政権交代

- ・平成24年12月16日に行われた第46回衆議院総選挙の結果、自民党が圧勝。
- ・東京会は、税理士法改正を新政権に要望して行く必要があるとして、平成25年1月8日、税理士法改正運動総決起集会を開催、多くの会員の声を広く国会・立法府に働きかけることが税理士法改正を実現するためには不可欠と訴えた。

③ 与党税制改正大綱

- ・平成25年1月24日 自由民主党・公明党、「平成25年度税制改正大綱」
- ・「第三 検討事項」

13 税理士制度については、税理士の業務や資格取得のあり方などに関し、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、税理士の資質の一層の向上など国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、関係者等の意見も考慮しながら、税理士法の改正も視野に入れて、その見直しに向けて引き続き検討を進める。

④ 平成25年度税制改正大綱

- ・平成25年1月29日 閣議決定された政府の「平成25年度税制改正大綱」には、税理士法改正は、記載されなかった。

⑤ 今後の活動方針

- ・平成25年2月21日 日税連税理士法改正特別委員会（委員長=池田会長）は、法改正に向けた活動方針を協議した。
- ・今後の活動方針について池田委員長は、12の改正要望項目は維持するとしうえて、国税庁、財務省主税局との勉強会を早急に開催して内容を精査するとの方針を明示。
- ・さらに、日税政の協力の下で自民・公明・民主各党の議員連盟に税理士法に関する勉強会の設置を求めていくことを明らかにした。
- ・また、資格取得制度のあり方については、引き続き日本公認会計士協会及び日本弁護士連合会に対し協議を申し入れていくとした。
- ・このほか会議では、4月から5月にかけて、各税理士会役員を対象に、税理士法改正に係る研修会を実施することを申し合わせた。法改正に係る各税理士会役員を理解を一層深め、改正の実現に向けたさらなる機運の高まりを目指す、とした。

⑥ 平成26年度改正要望項目

- ・平成25年3月27日、日税連第4回理事会において、26年度改正要望12項目が

発表された。

- ・内容は25年改正要望書と一箇所を除いて同じ。修正箇所は、25年「税務支援のうち税務援助への従事義務」→26年「経済的弱者に対する税務支援への従事義務化」
- ・税制改正大綱に3年続けて記載された「関係者の意見も聞きながら」をどう実現するのかも示されないままの発表に驚きを隠せない。また、この問題を解決しない限り、資格取得の改正はありえない。資格取得問題を除いて、税理士に義務を課す規定がほとんどの残り11項目だけを通すのであろうか。

税理士法に関する改正要望書

※ 改正等要望項目（平成24年9月26日）

1. 税理士の業務に関する規定

- （1）電子申告等における税理士業務の明確化
- （2）補助税理士制度のあり方
 - （3）法第30条の税務代理権限証書の提出を前提とした書面添付制度・意見聴取制度
- （4）事務所設置の適正化
- （5）報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定の見直し

2. 税理士の資格取得に関する規定

- （1）税理士の資格
 - 弁護士・公認会計士は各々社会的に重要な使命を有する職業専門家であり、その使命及び専門性は税理士のそれと異なっている。使命が各々異なる専門職業に対する資格付与は、各々の専門性を問う試験を通じて行うことが原則である。税理士の資格付与にあたっては、その能力担保措置については、国民・納税者からみて妥当でなければならない。そこで、弁護士には会計学に属する科目に、公認会計士は税法に属する科目に合格することを原則とするなど、税務に関する専門性を問う能力担保措置を講じるべきである。
- （2）実務経験のあり方
- （3）受験資格要件の緩和
 - （4）試験科目のあり方

3. 税理士の信頼性の確保に関する規定

- （1）研修受講の義務化
- （2）税務支援のうち税務援助への従事義務
- （3）税理士証票の定期的交換
 - （4）税理士職業賠償責任保険制度の確立

○ (5) 税理士が行う租税教育への取組みの規定整備

4. その他の規定

- (1) 会費滞納者に対する処分の強化
 - (2) 財務大臣の総会決議取消権の見直し
 - (3) 臨税制度の見直し
- (4) 通知弁護士等の公示等

6. 公認会計士会との話し合いと政治決着

① 日税連、日税政によるリーフレットの作成

- ・平成25年4月22日日税連会長と日本公認会計士協会会長とのトップ会談（第1回）
- ・5月23日、日税連、日税政は「税理士の資格取得制度の改正は、業界問題ではなく制度問題です。」とする「税理士法改正の必要性について」のリーフレットを作成、正副会長会で報告した。
- ・6月15日、日税連会報6月号より税理士法改正に関する連載を開始（10月号まで5回連載）、国民のための税理士制度確立のため税理士法改正の必要性を解説。
- ・6月26日、日税連第1回理事会は、会員に対し「税理士法に関する改正要望書」（平成26年度改正要望項目）にそった、「税理士法改正の必要性について」のリーフレットを使った、税理士法改正運動のお願いが日税連池田会長より行われた。
- ・7月24日、日税連及び日税政から単位税理士会及び単位税政連に対し、国会議員への陳情活動を行うように依頼。
- ・9月24日、日税連会長と日本公認会計士協会会長とのトップ会談（第2回）で、3科目受験から1科目受験へ。
- ・9月26日、日税連第2回理事会は、7/24示達に基づく各税政連の税理士法改正陳情（延436件）の実績を報告
- ・9月28日、日税連が日本経済新聞に税理士法改正に関する意見公告
- ・10月4日、伊吹衆議院議長、町村税理士制度議連会長、衛藤公認会計士制度議連会長、小川日税政会長、黒田日本公認会計士政治連盟会長の5者による会談

② 平成25年10月23日正副会長会、税理士法第3条改正案

- ・10月11日、広島における日税連正副会長会で3条の公認会計士を8条に移行する事を決定。
- ・10月23日、日税連正副会長会において、「税理士法改正について」として、「法三条第一項第三号及び第四号並びに第二項を次のように改正する。」という改正案が示された。
- ・この3条改正案を今後税理士会の要望として提案していくことが正副会長会の賛成多

数で決定した。

改正案の内容

税理士法第3条第1項第3号及び4号を、弁護士には国税審議会が指定した会計学に属する科目の研修、公認会計士には国税審議会が指定した税法に属する科目の研修を終了した者、が税理士資格を有する。

また、税理士法第3条第2項、外国公認会計士が公認会計士になれるという規定を削除する。

改正案のポイント

・税理士試験合格でなく研修に

平成13年改正で、税務官公署における勤務経験により税理士試験の一部科目を免除する制度のうち、会計学に属する科目免除につながる指定研修につき、財務省令で定める要件を満たすもの、とされた。(法第8条1項10号の括弧書き)

この指定研修の平成25年度の税務官公署職員の受験者は1,616人、合格者は1,478人、実に91.46%の合格率となっている。

税務官公署職員の税理士登録は減っているといわれているが、そのことと資格取得は別で、税理士試験と均衡に配慮しているとはとてもいえないのが実態だ。

O Bの指定研修を踏まえて第3条の弁護士、公認会計士には税理士試験の合格を、とのことだったが、プロジェクトチームで提案され否定された試験でなく研修という提案に変更してしまう。

・第3条から第8条に移行しないことの意味

第3条は「次の各号の一に該当する者は、税理士となる資格を有する。」とされており、税理士となる資格を有する者を規定する税理士法の基幹とされる条文である。

第3条は、昭和55年の税理士法改正で「税理士の資格を有する者」の1号に「税理士試験に合格した者」となり、税理士の使命を担う者の原則は試験合格者と位置付けられた。

第8条は「次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、税理士試験において当該各号に掲げる科目の試験を免除する。」とされている。

すると、弁護士、公認会計士は研修を受けることで税理士試験が免除されると考えると、研修は第8条で規定され、第3条を試験合格者、免除者だけにする整理を行うことができる。このことにより税理士とは何かをきっちり定義づけることができ、第8条で国税審議官が試験免除の規定を検証することで、税理士法がわかりやすくなり、国民のための税理士制度に近づくことになると考えられる。

正副会長会でも「免除規定は税理士法8条規定すべきであり、3条に残すのはおかしいのでは。」との意見が出た。

・括弧書きの削除の意味

公認会計士と公認会計士の資格を有する者の違いは、公認会計士に登録するかどうかの違いである。現行税理士法は、公認会計士に登録しないで税理士登録を認めている（第3条1項4号の括弧書き）。この括弧書きを削除することで、公認会計士試験を受けて公認会計士の資格を有する者になった人が、公認会計士には登録せずに税理士登録だけをやる制度のひずみを直すことができる。

• **第3条2項削除の意味**

TPPにより外国公認会計士が日本の公認会計士になる人が増える可能性がある。外国公認会計士が税理士となるのを防ぐため2項を削除するように提案した。

③ **公認会計士会との話し合い**

- 平成25年10月15日、第3条から弁護士及び公認会計士を削除し、第8条に移行、公認会計士については、所得税又は法人税の試験合格を必須とする、という提案を税理士会から行う。
- 10月21日、公認会計士はその資格で税理士業務ができる旨の規定を設けること、とする公認会計士会からの税理士法改正提案。
- 10月29日、上記、正副会長会改正案（10月23日）を公認会計士会に提案。
この案なら公認会計士会の賛成を得られると踏んだ日税連だが、「公認会計士の資格を有する者は税務においても専門家だ。」という公認会計士の意見に解決の糸口が見えず、公認会計士の資格取得問題を政治家に丸投げしてしまう。
- 11月15日、下記確認書の案とほとんど同じものを税理士会から提案、財務省の指示とのこと。
- 11月22日、11月25日、の会合を受け11月27日、合意案が成立。11月25日まで入っていた「国税審議会は当該研修について1年に1回以上の検証を行うこととする。」という税理士会からの提案を削除する形で合意。

④ **日税連と日本公認会計士協会**

- 上記、10月15日から11月27日までの会議の内容等の詳細は日本公認会計士協会のホームページで確認した。日税連では公表されていない。
- この期間、税理士会の会員は蚊帳の外に置かれ、「26年度税理士法改正は暗礁に乗り上げた。研修なら今回改正しないほうがいい。自動資格付与を廃止して、税理士業務には税理士試験の合格が必要だということ、それが国民にとって良いことだと訴えるところからはじめよう。」との意見が出ていた矢先、11月29日に届いた知らせは、税理士法改正に関わっていた多くの税理士を驚愕させる内容となっていた。
- 11月29日、「平行線のまま、政治決着を求めていますでしたが、両議連会長の斡旋で公認会計士会は町村議員の案を受諾しました。ただし、今後3条の改正要求は行わないことの協定調印条件付です。池田会長の全責任において、協定調印を受諾したので、ご理解賜りたいとの連絡がありました。」と神津会長から連絡が入る。

- ・「税理士法改正に向け全会員の一致団結を」と言い続けて来た日税連池田会長が、全国の会員にだけならまだしも、各単位税理士会の会長にも告げずに、税理士会会員が要望していた案と程遠い案を、それも将来の制度改革を縛る条件付、事後承諾で調印してしまう。協定調印の前に臨時理事会を開いた公認会計士会との根本的な姿勢の違いは、体質の違いでは片付けられない、会員に対する責任感、尊重度の違いであろう。この姿勢の違いは、今改正案の経緯、内容につき、公認会計士会のホームページで情報収集をせざるを得ない状況にも現れている。

⑤ 12月3日 日税連と日本公認会計士協会が合意

日本公認会計士協会は、税理士法改正問題について日税連との間で合意に至り確認書を取り交わしたことを、「能力担保措置を阻止し公認会計士の国際標準を維持」という見出しで、同協会ホームページで12月5日に公表した。

税理士法第3条改正案の内容

「税理士となる資格を有する公認会計士とは実務補習団体が実施する研修（実務補修）を受講したものをいう旨を税理士法に追加する」ことで日税連と会計士協会が合意した。公認会計士協会によれば、「実務補習は会計士になるために必ず受講する研修であり、これまでどおり、公認会計士はその資格で税理士登録をすることができる制度が維持されるものとなっています。すなわち日税連が求めていた、公認会計士が税理士登録をするに当たって追加的な能力担保措置を講じることを阻止したものになっており・・・」と述べている。

改正案のポイント

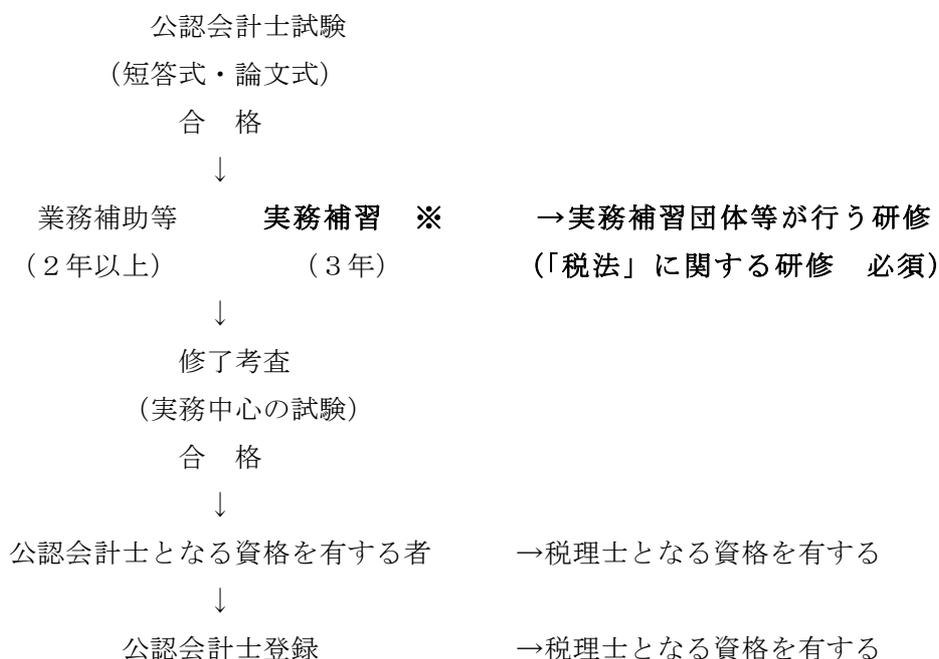
- ・現行公認会計士試験合格者が税理士登録を行うには、税理士法第3条1項4号において公認会計士か公認会計士となる資格を有する者である必要がある。
いずれの場合も公認会計士試験に合格するだけでは登録要件を満たせず、2年以上の業務補助等と3年間の実務補修を修了、修了考査の確認を受ける必要がある。
- ・今回の改正案は、公認会計士が税理士資格を取得するに当たって、公認会計士の資格以外の追加的な条件を付与することではなく、公認会計士登録をするまでの間に行われる実務補習を、税理士試験合格者と同程度の学識を修得することができる研修として位置づけることにより、公認会計士の税務の資質を担保しつつ、実質的に現行の制度と何ら異動のないこととなる。
- ・協会は、「当協会としては、『確認書』に記載の案は、実務補習を終了した公認会計士は税理士の資格を有するものであり、現行公認会計士法上、公認会計士は全員実務補習を修了する必要があることから、同案は公認会計士の資格以外に追加的な条件が付されないことが法制度上担保されており、国際標準を逸脱するものではないと判断した。また、この案においては、三として税理士法第3条に関して更なる見直しを求め

ないこととされたことも重視し、当協会としては、この案に合意することとした。」としている。

- ・「確認書」以前の改正案は、公認会計士、公認会計士の資格を有する者に、税理士試験、又は研修を課すことにより資格を付与することとしていたが、今改正案は、公認会計士の資格を有する者になるために必要な研修を受講することを規定している。

さらに、公認会計士は公認会計士の行う研修を受けることにより税務の専門家になれることを認めたことになり、公認会計士会の主張する公認会計士の資格で税務業務を行えるようにする布石となる可能性がある

参考 公認会計士の資格取得まで



公認会計士法 (抜粋)

(実務補習)

第 16 条 実務補習は、公認会計士試験に合格した者に対して、公認会計士となるのに必要な技能を修習させるため、公認会計士の組織する団体その他の内閣総理大臣の認定する機関 (以下この条において「**実務補習団体等**」という。)において行う。

⑥ 確認書について

12月3日に日税連と協会の間で交わされた確認書は、全国7万人の会員に対し何ら説明もなく、日税連 池田会長、日税政 小川会長の独断で行ったもので、到底容認できない。

また、確認書の第三項に「税理士法第3条に関して更なる見直しを求めない。」と明記されており、将来にわたり第3条改正を行わないことを約束したとも取れる内容が含まれており、以下の理由から、大変遺憾に思う。

・ **税理士法 49 条の 11 建議権の行使と明らかに矛盾**

日税連、池田会長は日税連広報誌「税理士界」（平成25年12月15日）において、「税理士法には、税理士会は税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限ある官公署に建議することができる」と規定しており、本会は、毎年、法に基づく建議を行っております。」と述べている。

税理士法3条改正も税理士法上建議できると規定されており、確認書の内容と明らかに矛盾する。

・ **現在の執行部に未来に関する事項まで約束する権限はないのでは。**

平成26年税理士法改正は、今選挙された執行部で行われるのであれば、会員に理解を求めることも可能である。しかし、将来の税理士法改正は、将来選挙された執行部に委ねるのが筋である。筋が通らないことで、将来の制度改正を阻止する権限は現執行部にはない。

・ **会長一任は全権委任ではない**

確認書は、会長権限を逸脱するとともに、機関決定された改正要望の範囲を超えるもので、到底容認できない。

・ **確認書を交わすことになった事は執行部の大汚点**

確認書を要求されたこと自体、税理士法改正運動の失敗であり、行政府・立法府の税理士会に対する信頼性が失墜したことの現れである。

⑦ **各会の対応**

(日税連)

日本税理士会連合会の機関紙「税理士界」平成26年1月15日第1312号に、池田日本税理士会連合会会長が「税理士法改正に関する経過報告」として、「今回の見直しは、実務補習団体等の実施する研修の中から、国税審議会が研修を指定することとされており、法制上は当該指定を受けない研修があり得る。すなわち、公認会計士になれても税理士にはなれない者が出てくる余地が生じることとなる。このことから、公認会計士への自動資格付与は廃止と整理されたことになる。」との見解を述べている。

しかし、この見解は国税審議会が実務補習団体の行う研修を指定しないこともありうる」と述べているわけで、指定しなかった年度は公認会計士の資格を有する全員が税理士の資格を有せなくなる。0%か100%の選択は実質ありえない。

また、今改正案が税理士資格取得に実務補習団体等の研修を受ける必要をあげていることを、外国公認会計士も当研修を受ける必要があると解して、TPP対策とし

て外国公認会計士の税理士会参入を防げたかに言う者もいるが、間違えた見解である。当研修は日本の公認会計士にかかるものであり、外国公認会計士の参入を防ぐには、第3条第2項を削除する必要がある。

(公認会計士協会)

日本公認会計士協会の森会長は「公認会計士の行う税務業務のあり方」という文で「我が国の税理士制度は、試験合格者、国税出身者、弁護士、公認会計士など様々な専門家の中から、納税者が選択できる仕組みとなっています。」と述べている。また、「現行税理士法においては、公認会計士は税理士となる資格を有しているものの、税理士登録をして税理士会に入会しない限り税務業務ができない状態となっています。公認会計士制度の歴史、公認会計士の能力、識見等、国際的な監査業務等への信頼の確保その他税務サービスの有益な提供等の観点から、公認会計士が税務の専門家であることを明らかとするためにも、公認会計士の資格で税務業務を行えるようにすることが求められます。」と結んでいる。

⑧ 結論

- ・平成26年2月4日、政府は税理士法改正案を含む「所得税法の一部を改正する法律案」を閣議決定、衆議院に提出した。
- ・「税理士の資格」の改正案は、閣議決定した政府改正大綱のとおり第3条第3項として、「第1項第4号に掲げる公認会計士は、公認会計士法第16条第1項に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を修了した公認会計士とする。」と提案されている。
- ・日税連は「自動資格付与がなくなる。」「外国公認会計士の税理士登録を防げる。」等の見解に対して、どうして丁寧に説明しないのであろう。どうして公認会計士会の独善的な見解に抗議をしないのであろう。(日税連の新聞広告への抗議)(意見公告13回)
- ・各税理士単体会、各税理士単体会の会員は、この改正案の決め方、改正案の内容にどうして抗議をしないのだらう。
政治家が絡んでいるから抗議ができない、というのは詭弁である。政治家と制度の問題は切り離して考えないといけない。正しいことを言い続ける方に政治も方向を向けることになる。今意見を言うことで賛同者を増やし、資格取得問題を国民が納得できるような法改正を目指す布石にする。
- ・今回の法律案は、個別法としての改正案ではなく、税制改正の納税環境の整備として提案されており反対は難しいとする向きもあろう。しかし、「公認会計士の資格」の部分だけを取り下げ、政治家にお願いした手前、責任を取って、日税連池田会長、日税政小川会長が退任する。そこまでする必要があると考えるのは、将来の税理士会の命運はこの3条改正を取り下げることができるかどうかにかかっていると考えるからだ。

- ・今回の改正案は、納税者の権利を擁護する使命を全うするため税理士試験を受験し合格する必要があるという制度問題を置き去りにしたものであり、国民のための税理士制度を実現するという本来の改正目的が何ら実現しないことになる。今回の改正がこのような実質なにもかわらない形で行われれば、今後の資格取得制度のさらなる改正は今回以上に困難を要することが容易に想像され、将来にわたり根本的な問題解決の妨げにもなる。

この案を通さないことが、今できる最大の国民のための税理士法改正運動だと強く思う。

⑨ 平成26年3月20日（木）、税理士法改正が実現

13年ぶりの税理士法改正が実現。日税連は機関紙「税理士界」号外で、「税理士法改正が実現」「参議院本会議で可決・成立」「税理士制度の更なる発展につながる成果」と報道した。

V. 税理士法改正の概要

- ・税理士法改正案を含む「所得税法の一部を改正する法律案」は、平成26年2月4日政府で閣議決定、衆議院に提出され、2月28日衆議院で可決、参議院に送付され、3月20日午後財務金融委員会で可決、午後5時からの参議院本会議に緊急上程され、可決成立した。
- ・今回の改正事項は、①公認会計士に係る資格付与の見直し、②税理士試験の受験資格要件の緩和、③懲戒免職等となった公務員等に係る税理士への登録拒否事由等の見直し、④調査の事前通知の規定の整備、⑤非税理士に対する名義貸しの禁止、⑥税理士に係る懲戒処分の適正化、⑦租税教育への取組の推進、が法律改正項目、
- ・⑧補助税理士制度の見直し、⑨事務所設置の適正化（税理士会の登録調査権限の明確化）、⑩税理士証票の定期的交換、が省令に委任、
- ・⑪電子申告等に係る税理士業務の明確化、が通達で対応、⑫会費滞納者に対する処分の明確化、は告示で対応する。
- ・さらに、今回の改正で見送られた研修の義務化、税務支援への従事義務化についても、日税連は会則に委任し、会則違反にならないようにすることを持って努力義務、従事義務を強化する方針を打ち出している。

参考 国法のヒエラルキー

憲 法
↓
条 約

